愛南町道路占用料徴収条例 (平成16年10月1日条例第191号)

最終改正:令和元年12月13日条例第16号

改正内容:令和元年12月13日条例第16号[令和元年12月13日]

○愛南町道路占用料徴収条例

平成16年10月1日条例第191号

改正

平成19年12月13日条例第28号 平成29年3月8日条例第6号 令和元年12月13日条例第16号

愛南町道路占用料徴収条例

総則)

第1条 道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第39条及び第73条の規定に基づき、この条例の定めるところにより、道路の占用に関し道路占用料(以下「占用料」という。)を徴収する。

(占用料の額)

第2条 占用料の額は別表のとおりとする。

(占用料の納入)

第3条 占用料は、道路占用の許可証交付の際納入しなければならない。ただし、町長が必要と認めたときは、町長の定めるところにより分納することができる。

(占用料の返還)

第4条 既納の占用料は、返還しない。

(占用料の減免)

第5条 町長は、災害その他特別の事情があると認める者に対しては、占用料を減免し、又はその徴収を延期することができる。

(督促手数料及び延滞金)

- 第6条 法第73条第1項の規定により督促状を発したときは、督促手数料及び延滞金を徴収する。
- 2 督促手数料の額は、愛南町税条例(平成16年愛南町条例第57号)の例による。
- 3 延滞金の額は、納期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額に相当 する金額とする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の内海村道路占用料に関する条例(昭和57年内海村条例第9号)、御荘町道路占用料徴収条例(昭和55年御荘町条例第12号)、城辺町道路占用料に関する条例(昭和60年城辺町条例第12号)、一本松町道路占用料に関する条例(昭和50年一本松町条例第24号)又は西海町道路占用料に関する条例(昭和55年西海町条例第14号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年12月13日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年3月8日条例第6号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月13日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

愛南町道路占用料徴収条例 愛南町例規集(愛媛県)

別表(第2条関係)

別衣 (弟 2 余	占用物		単位	 占用料
法第32条	第1種電柱	11	1本につき1年	300円
第1項第	第2種電柱		1 17,40001	470円
1号に掲	第3種電柱			630円
げる工作	第1種電話柱			270円
物	第2種電話柱		-	440円
	第3種電話柱		-	600円
	その他の柱類	L		27円
		也上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	3円
		電線その他の線類		2円
	路上に設ける変		1個につき1年	270円
	地下に設ける変圧器		占用面積1平方メートルにつ	160円
			き1年	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	540円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		表示面積 1 平方メートルにつ	230円
	広告塔			670円
			き1年	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつ き1年	540円
法第32条	外径が0.07メ	 - トル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	11円
第1項第	外径が0.07メ	- トル以上0.1メートル	1 2017 177.00011	16円
2号に掲	未満のもの			
げる物件	1	トル以上0.15メートル		24円
	未満のもの			2.113
	外径が0.15メートル以上0.2メートル			33円
	未満のもの			331 1
	外径が0.2メートル以上0.3メートル			49円
	未満のもの	17000 170		1)
	外径が0.3メートル以上0.4メートル			65円
	未満のもの	17000 170		05(1)
	外径が0.4メートル以上0.7メートル		-	110円
	大満のもの			110()
	外径が0.7メートル以上1メートル未		-	160円
	外径か0.7メートル以上 メートル木 満のもの			100
				2200
外径が1メートル以上のもの 法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			トロ子注(立さ)、トリケヘ	330円
			占用面積1平方メートルにつ	540円
法第32条	地下街及び地	階数が1のもの	き1年	A に0.005を乗じ
第1項第	下室 	THY WELL & D. O. C. C.		て得た額
5号に掲		階数が2のもの		A に0.008を乗じ
げる施設				て得た額
		階数が3以上のもの		A に0.01を乗じ
				て得た額
	上空に設ける通路			340円
	地下に設ける通路			200円
	その他のもの			540円
法第32条	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時		占用面積1平方メートルにつ	7円
第1項第	的に設けるもの	D	き1日	
6号に掲	その他のもの		占用面積1平方メートルにつ	67円
げる施設			き1月	
道路法施	看板(アーチ	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつ	67円
行令(昭	であるものを		き1月	
和27年政	除く。)	その他のもの	表示面積1平方メートルにつ	670円
们2/4以		Ī	i i	1
令第479			き1年	

愛南町道路占用料徴収条例 愛南町例規集(愛媛県)

「令」と	標識		1本につき1年 440円	
いう。)	旗ざお	祭礼、縁日その他の催	1本につき1日	7円
第7条第		しに際し、一時的に設		
1号に掲		けるもの		
げる物件		その他のもの	1本につき1月	67円
	幕(令第7条	祭礼、縁日その他の催	その面積1平方メートルにつ	7円
	第4号に掲げ	しに際し、一時的に設	き1日	
	る工事用施設	けるもの		
	であるものを	その他のもの	その面積1平方メートルにつ	67円
	除く。)		き1月	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	670円
		その他のもの		340円
令第7条第2	2号に掲げる工作	F物	占用面積1平方メートルにつ	540円
			き1年	
令第7条第3	3号に掲げる施設	ጌ ጀ	占用面積1平方メートルにつ	Aに0.034を乗じ
			き1年	て得た額
		写用施設及び同条第5号	占用面積1平方メートルにつ	67円
に掲げる工具			き1月	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号				54円
に掲げる施記		1のトロル京加の学問っ	上田本建すでナル・リックラ	A /= 0 024+ = 1"
令第7条		レの上又は高架の道路の 8天下の地下を除く、)	占用面積1平方メートルにつ	A に0.024を乗じ
第8号に	路面下(当該路面下の地下を除く。)		き1年	て得た額
掲げる施 設	に設けるもの			A /= 0 00F た. 赤 ! "
京文	地下(トンネ	階数が1のもの		A に0.005を乗じ
	ルの上の地下 を除く。) に	 階数が2のもの		て得た額
	で味く。)に 設けるもの	階級がそのもの		A に0.008を乗じ て得た額
	取りる007	 階数が3以上のもの		A に0.01を乗じ
				AにU.UIを乗し て得た額
	その他のもの			(日の1034を乗じ
	C07(E07 C07			て得た額
	建築物			Aに0.024を乗じ
第9号に	建杂物			て得た額
掲げる施				CIG/CIR
設並びに				
同条第10				
号に掲げ	その他のもの			A に0.017を乗じ
る施設及				て得た額
び自動車				
駐車場				
令第7条	上空、トンネル	レの上又は高架の道路の		Aに0.024を乗じ
第11号に	路面下に設ける	るもの		て得た額
掲げる応	その他のもの			Aに0.034を乗じ
急仮設建	ての他のもの			AにU.U34を乗し て得た額
築物				
令第7条第12号に掲げる器具				A に0.034を乗じ
				て得た額
令第7条		レの上又は高速自動車国		A に0.024を乗じ
第13号に		加車専用道路(高架のも		て得た額
掲げる施		D路面下に設けるもの		
設	その他のもの			A に0.034を乗じ
/# *				て得た額

備考

- 1 金額の単位は、円とする。
- 2 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち

愛南町道路占用料徴収条例 愛南町例規集(愛媛県)

- 4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 6 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 7 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 8 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。